

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

江戸川区（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社江東支社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び江戸川区地域防災計画に基づき、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲乙相互間の協力により停電復旧対策等の円滑化を図ることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、協議の上、互いに現地情報連絡員を派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時、次の各号に掲げる事項について相互に情報連携を行う。

（1）甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリストを作成し、提供する。

（2）甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供する。

（3）乙は甲に対し、所管施設の被害状況、停電の発生状況、復旧見込等、停電に関連する体制確保状況などの情報を提供する。

（4）甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有する。

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時、次の各号に掲げる事項について自ら行う業務に支障のない範囲において相互に協力する。

（1）電力の復旧に支障となる障害物等の除去や応急措置の実施

（2）乙が所有する電力設備が甲の施設の支障となっている場合の除去作業

（3）甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用

（4）住民への停電情報等の周知のため、甲の広報手段の利用

（覚書の締結）

第5条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等により定めるものとする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、

本協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定書は、2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年9月28日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江東区大島三丁目4番5号
東京電力パワーグリッド株式会社
江東支社長 榎本 毅